明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一）　一

〔告　示〕
○農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（農林水産七二）　三

〔官庁報告〕
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三

〔公　告〕
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　五〇
裁判所
破産、免責、再生関係　五一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等関係　八二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○農林水産省令第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百四条並びに農業協同組合法第三十条の五第一項、第五十四条の二第三項、第五十四条の三第一項及び第九十七条第十二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（役員等の兼職等が認められる場合） **第七十九条**　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事　次に掲げる場合 イ　（略） ロ　農業委員会の委員又は推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十七条第一項に規定する推進委員をいう。）となる場合 ハ～ト　（略） チ　次に掲げる会社の非常勤の役員となる場合 (1)　組合の子会社 (2)　組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社 (3)　組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の全部を有する会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社 リ～ル　（略） 二・三　（略） 2　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1)～(6)　（略） (7)　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十七　（略） 十八　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第五項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2～7　（略）	（役員等の兼職等が認められる場合） **第七十九条**　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事　次に掲げる場合 イ　（略） ロ　農業委員会の委員となる場合 ハ～ト　（略） チ　組合の子会社又は組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社の非常勤の役員となる場合 リ～ル　（略） 二・三　（略） 2　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項 イ～ホ　（略） ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1)～(6)　（略） (8)　（略） 2　（略） （届出事項等） **第二百三十一条**　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十七　（略） 十八　組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第三項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあっては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合 2～7　（略）

附　則

第一条の三　組織変更後一般社団法人（平成二十七年改正法附則第二十二条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、平成二十七年改正法附則第二十六条の規定により、その名称中に、引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。第三項において同じ。）が議決権を有する会社についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号チ(2)及び(3)中「組合及び農林中央金庫」とあるのは、「組合、農林中央金庫及び組織変更後一般社団法人」とする。

2　組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものに限る。次項において同じ。）の常務に従事する役員についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号ヌ中「役員となる場合」とあるのは、「役員又は他の法人の役員となる場合（イからリまでに掲げる場合を除く。）」とし、同条第二項第二号の規定は適用しない。

3　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）が組織変更後農業協同組合連合会又は組織変更後一般社団法人の非常勤の役員となる場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

別紙様式第１号(1)（第22条の５関係）（法人の場合）

（略）

１．事業概要

(1)　（略）

(2)　専業・兼業の状況

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

(3)　沿革

年	事業内容	備考

（記載上の注意）

主たる沿革を記載すること。

附　則

第一条の三　（新設）

組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものに限る。次項において同じ。）の常務に従事する役員についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号ヌ中「役員となる場合」とあるのは、「役員又は他の法人の役員となる場合（イからリまでに掲げる場合を除く。）」とし、同条第二項第二号の規定は適用しない。

2　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）が組織変更後農業協同組合連合会又は組織変更後一般社団法人（平成二十七年改正法附則第二十二条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、平成二十七年改正法附則第二十六条の規定により、その名称中に、引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。）の非常勤の役員となる場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

別紙様式第１号(1)（第22条の５関係）（法人の場合）

（略）

１．事業概要

(1)　（略）

(2)　専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

（新設）

⑷　株式基本情報（大株主）

（単位：株、％）

	株主名	持株数	持株比率
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

（記載上の注意）

1　持株数の多い順に10名を記載すること。

2　株式を発行していない場合には、記載を要しない。

⑸　役員及び使用人の状況

イ　法人における役員及び使用人の人数

役員			使用人		合計
常勤	非常勤	小計		うち、短時間・嘱託・契約社員	
名	名	名	名	名	名

ロ　共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する者の人数

役員	使用人	合計
名	名	名

（削る。）

（新設）

⑶　役員及び使用人の状況

役員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
名	名	名	名	名

共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する者の人数	役員	使用人	合計
	名	名	名

⑷　事務所の状況

名称	所在地	共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する役員及び使用人	備考
主たる事務所		名	

計　店		計　名	

（記載上の注意）

事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

（新設）

⑹　共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する者の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
1　固定給	
2　歩合制	
3　固定給＋歩合制	
4　その他	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑺　会社業績の状況

（新設）

（単位：千円）

区　分	第　期（　年　月期）	第　期（　年　月期）	第　期（　年　月期）（当期）
営業収益			
経常損益			
当期純損益			
総資産			
純資産			

⑻　組織・体制・会議体

（新設）

（記載上の注意）

１　会議体については、共済代理店事業の意思決定に関して、経営者（役員）が参加する会議体を記載すること。

２　組織や会議体の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

⑼　主要販売チャネル　（新設）

主要販売チャネル	該当	備考
１　来店型		
２　訪問型		
３　「１」「２」両方		
４　その他		

（記載上の注意）

１　「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２　事務所や共済種類によって販売方法が異なるなど、一つの選択により難い場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に「備考」欄に補足すること。

⑽　主要利用者の属性　（新設）

属　　性	該当
１　個人	
２　法人	
３　「１」「２」両方	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑾　主要販売チャネルにおける集客方法　（新設）

⑿　（略）　⑸　（略）

⒀　関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無　（新設）

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑭　共済契約の締結の代理又は媒介・契約管理に関するシステムの導入状況　（新設）

	システムの名称	運営会社	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

（記載上の注意）

組合が提供するシステム以外の共済代理店独自で共済契約の締結の代理若しくは媒介又は契約管理に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

⑮　高齢者・障がい者に対する共済契約の締結の代理又は媒介　（新設）

イ　高齢者に対する共済契約の締結の代理又は媒介について、代表的な取組内容

（記載上の注意）

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

ロ　障がい者に対する共済契約の締結の代理又は媒介について、代表的な取組内容

（記載上の注意）

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

⑯　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）への対応に関する事項　（新設）

個人情報の保護に関する教育を担当する部門及び個人情報に関する管理責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内の個人情報の保護に関する法律に関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑰　共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情処理に関する事項

イ　苦情の把握に関する事項

報告の流れ

ロ　苦情の件数

（単位：件）

○年度	○年度	○年度

ハ　苦情の定義

⑱　コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内のコンプライアンスに関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．取扱共済契約等の状況

⑴　取扱共済契約の件数等（直近３ヵ年度）

イ　取扱共済契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

（記載上の注意）

１　共済種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び手数料の具体的な方法又は内容を、共済代理店独自の管理ベース、組合からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２　共済代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、共済代理店独自のシステム等にて共済契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

（新設）

（新設）

２．取扱共済契約等の状況

⑴　取扱共済契約等の内訳（直近３ヵ年度）

区　分	○年度			○年度			○年度			備　考
	法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契約件数（件）										
掛金（百万円）										
手数料（百万円）										

ロ　法第11条の27に規定する特定共済契約の販売の有無（直近３ヵ年度）

特定共済契約の販売の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

ハ　取扱共済契約の件数

区　　分	○年度	○年度	○年度	備考
契約件数（件）				

⑵　取扱商品の販売状況（前年度・当年度）

イ　取扱共済契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

（記載上の注意）

1　共済種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び手数料の具体的な方法又は内容を、共済代理店独自の管理ベース、組合からの提供ベースのいずれかで記載すること。

2　共済代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、共済代理店独自のシステム等にて共済契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

ロ　取扱商品の販売状況

［　年　月期（前期）］（単位：件、百万円）

	組合名	商品名	契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
（備考）				

［　年　月期（当期）］（単位：件、百万円）

	組合名	商品名	契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
（備考）				

（記載上の注意）

1　法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。

2　共済掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

3　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

⑵　取扱商品の月別契約件数等の状況（直近年度）

取扱組合名													
商品名													
		○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
契約件数（件）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
掛金（百万円）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
手数料（百万円）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
（備考）													

（記載上の注意）

1　取り扱っている組合の商品について、上記の明細を商品名ごとに作成すること。ただし、商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱商品が属する「共済種類」を商品名の欄に記載の上、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。

（記載上の注意）

１　取り扱っている組合の商品について、契約件数の上位５商品を記載すること。ただし、商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該商品が属する共済種類を「商品名」欄に記載の上、共済種類ごとの数値を「契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。

２　初年度手数料は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

３　「⑴　取扱共済契約の件数等（直近３ヵ年度）」における共済種類の内容又は算出の方法等に準じること。

（削る。）

別紙様式第１号⑵（第22条の５関係）（個人の場合）

（略）

１．事業概要

⑴　（略）

⑵　専業・兼業の状況

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑶　使用人の状況

使用人	
	うち、短時間・嘱託・契約社員
名	名

（削る。）

２　契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改（更新）契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改（更新）契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。

３　掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

４　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

３．共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情の発生件数（直近３ヵ年度）

（単位：件）

○年度	○年度	○年度

別紙様式第１号⑵（第22条の５関係）（個人の場合）

（略）

１．事業概要

⑴　（略）

⑵　専業・兼業の別（兼業の場合は、主たる業種名）

⑶　使用人の状況

使用人
名

⑷　事務所の状況

名　　称	所在地	共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する使用人	備　　考
主たる事務所		名	

計　店		計　名	

（記載上の注意）

事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

（新設）

⑷　共済契約の締結の代理又は媒介の業務に従事する者の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
1　固定給	
2　歩合制	
3　固定給＋歩合制	
4　その他	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑸　主要販売チャネル

（新設）

主要販売チャネル	該当	備考
1　来店型		
2　訪問型		
3　「1」「2」両方		
4　その他		

（記載上の注意）

1　「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

2　事務所や共済種類によって販売方法が異なるなど、一つの選択により難い場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に「備考」欄に補足すること。

⑹　主要利用者の属性

（新設）

属　性	該当
1　個人	
2　法人	

3　「1」「2」両方	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑺　主要販売チャネルにおける集客方法　（新設）

⑻　（略）　⑸　（略）

⑼　関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無　（新設）

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑽　共済契約の締結の代理又は媒介・契約管理に関するシステムの導入状況　（新設）

	システムの名称	運営会社	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

（記載上の注意）

組合が提供するシステム以外の共済代理店独自で共済契約の締結の代理若しくは媒介又は契約管理に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

⑾　高齢者・障がい者に対する共済契約の締結の代理又は媒介　（新設）

イ　高齢者に対する共済契約の締結の代理又は媒介について、代表的な取組内容

（記載上の注意）

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

ロ　障がい者に対する共済契約の締結の代理又は媒介について、代表的な取組内容

（記載上の注意）

取組内容一覧表等がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

⑿　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）への対応に関する事項　（新設）

個人情報の保護に関する教育を担当する部門及び個人情報に関する管理責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内の個人情報の保護に関する法律に関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⒀　共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情処理に関する事項　（新設）

イ　苦情の把握に関する事項

報告の流れ

ロ　苦情の件数

（単位：件）

○年度	○年度	○年度

ハ　苦情の定義

⑭　コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内のコンプライアンスに関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．取扱共済契約等の状況

⑴　取扱共済契約の件数等（直近３ヵ年度）

イ　取扱共済契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

（記載上の注意）

１　共済種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び手数料の具体的な方法又は内容を、共済代理店独自の管理ベース、組合からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２　共済代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、共済代理店独自のシステム等にて共済契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

ロ　法第11条の27に規定する特定共済契約の販売の有無（直近３ヵ年度）

特定共済契約の販売の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

ハ　取扱共済契約の件数

区　　分	○年度	○年度	○年度	備考
契約件数（件）				

（新設）

２．取扱共済契約等の状況

⑴　取扱共済契約等の内訳（直近３ヵ年度）

区　　分	○年度			○年度			○年度			備　　考
	法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契約件数（件）										
掛　　金（百万円）										
手　数　料（百万円）										

（記載上の注意）

１　法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。

２　共済掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

３　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

⑵　取扱商品の販売状況（前年度・当年度）

イ　取扱共済契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

（記載上の注意）

1　共済種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び手数料の具体的な方法又は内容を、共済代理店独自の管理ベース、組合からの提供ベースのいずれかで記載すること。

2　共済代理店独自の管理ベースに基づき記載する場合には、共済代理店独自のシステム等にて共済契約の適切な管理・把握をしていることを条件とする。

ロ　取扱商品の販売状況

［　年　月期（前期）］（単位：件、百万円）

	組合名	商品名	契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
（備考）				

［　年　月期（当期）］（単位：件、百万円）

	組合名	商品名	契約件数	初年度手数料
1				
2				
3				
4				
5				
（備考）				

（記載上の注意）

1　取り扱っている組合の商品について、契約件数の上位５商品を記載すること。ただし、商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該商品が属する共済種類を「商品名」欄に記載の上、共済種類ごとの数値を「契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。

2　初年度手数料は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

3　「⑴　取扱共済契約の件数等（直近３ヵ年度）」における共済種類の内容又は算出の方法等に準じること。

（削る。）

⑵　取扱商品の月別契約件数等の状況（直近年度）

取扱組合名													
商品名													
		○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
契約件数（件）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
掛金（百万円）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
手数料（百万円）	新契約												
	更改（更新）契約												
	合計												
（備考）													

（記載上の注意）

1　取り扱っている組合の商品について、上記の明細を商品名ごとに作成すること。ただし、商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱商品が属する「共済種類」を商品名の欄に記載の上、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。

2　契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改（更新）契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改（更新）契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。

3　掛金に係る記載は、実収掛金を記載すること。

4　手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）は、組合から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

３．共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情の発生件数（直近３ヵ年度）

（単位：件）

○年度	○年度	○年度

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第11　（略）
第12　自己査定結果等の状況
１～３　（略）
４　破産更生債権等の状況
５　債務者区分別破産更生債権等の状況
６　（略）
第13～第16　（略）
（記載上の注意）
１～４　（略）

第１　事業概況書

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　各様式中「准組合員」は法第16条第１項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下業務報告書において「農地中間管理事業法」という。）第26条第１項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第７条第１項によりなお従前の例によることとされる旧基盤強化法（以下業務報告書において「旧基盤強化法」という。）第28条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

⑴　（略）

⑵　組合員の状況

イ　組合員数

（略）

（記載上の注意）

１　「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、農地中間管理事業法第26条第１項又は旧基盤強化法第28条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。

２～４　（略）

ロ　（略）

⑶　役員の状況

イ　役員数　（単位：人）

区　　分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経営管理委員 （うち女性）	（　）	（　）	（　）	（　）	

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第11　（略）
第12　自己査定結果等の状況
１～３　（略）
４　破綻先債権等の状況
５　債務者区分別破綻先債権等の状況
６　（略）
第13～第16　（略）
（記載上の注意）
１～４　（略）

第１　事業概況書

（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

４　各様式中「准組合員」は法第16条第１項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下業務報告書において「基盤強化法」という。）第28条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

⑴　（略）

⑵　組合員の状況

イ　組合員数

（略）

（記載上の注意）

１　「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第28条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。

２～４　（略）

ロ　（略）

⑶　役員の状況

イ　役員数　（単位：人）

区　　分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経営管理委員					

理　　事 （うち常勤） （うち女性）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	
監　　事 （うち常勤） （うち女性）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	
合　　計 （うち女性）	（　）	（　）	（　）	（　）	

（記載上の注意）

１　法第30条の２第１項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

２　「うち常勤」欄及び「うち女性」欄は、経営管理委員、理事、監事及び合計の区分におけるそれぞれの常勤の者の数及び女性の数を記載すること。

ロ　（略）

⑷～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	純資産計			
	うち資本金			
（略）		（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

第２～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ～ハ　（略）

ニ　販売事業

①　受託販売品取扱実績

（単位：千円）

種　類	当期受入高⑷	当期手数料⑻	当期取扱高（Ａ＋Ｂ）		摘要
				うち系統利用高	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
麦					

理　　事 （うち常勤）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	
監　　事 （うち常勤）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	（　） （　）	
合　　計					

（記載上の注意）

法第30条の２第１項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

（新設）

ロ　（略）

⑷～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	資本計			
	うち資本金			
（略）		（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

第２～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ～ハ　（略）

ニ　販売事業

①　受託販売品取扱実績

（単位：千円）

種　類	当期受入高⑷	当期手数料⑻	当期取扱高（Ａ＋Ｂ）		摘要
				うち系統利用高	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
麦・豆・雑穀					

豆・雑穀					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

②　（略）

ホ・ヘ　（略）

ト　農業経営事業

	種　　類	経営規模 （単位：ha、頭等）	当期販売高 （単位：千円）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
法第十一条の五十第一項第二号の事業	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　（略）

２　「経営規模」欄は、種類に応じ、適切な単位を記載すること。

３　（略）

チ　（略）

第11～第13　（略）

第14　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、第201条第３項各号に掲げる額の合計額を減じて得た額を記載すること。

第15・第16　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１～３　（略）

②　（略）

ホ・ヘ　（略）

ト　農業経営事業

	種　　類	経営規模 （単位：ha、頭等）	当期販売高 （単位：千円）
（略）	（略）	（略）	（略）
法第十一条の五十第一項第二号の事業	稲作		
	麦作		
	……		
	合　　計		
法第十一条の五十第一項第三号の事業	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　（略）

（新設）

２　（略）

チ　（略）

第11～第13　（略）

第14　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第15・第16　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）				
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	純資産計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

第２～第14　（略）

別紙様式第８号⑴（第202条第３項第３号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）				
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	純資産計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）				
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	資本計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

第２～第14　（略）

別紙様式第８号⑴（第202条第３項第３号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）				
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	資本計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑻　（略）

第２～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ～ホ　（略）

ヘ　農業経営事業

	種　　類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	（削る。）	（削る。）	（削る。）
法第十一条の五十第一項第二号の事業	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　（略）

２　「経営規模」欄は、種類に応じ、適切な単位を記載すること。

３　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、第201条第３項各号に掲げる額の合計額を減じて得た額を記載すること。

第12・第13　（略）

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

(1)～(7)　（略）

第２～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ～ホ　（略）

ヘ　農業経営事業

	種　　類	経営規模（単位：ha、頭等）	当期販売高（単位：千円）
（略）	（略）	（略）	（略）
法第十一条の五十第一項第二号の事業	稲作		
	麦作		
	……		
	合　　計		
法第十一条の五十第一項第三号の事業	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１　（略）

（新設）

２　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第12・第13　（略）

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

(1)～(7)　（略）

⑻　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	純資産計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑼　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	純資産計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

⑻　（略）

第２～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、第201条第３項各号に掲げる額の合計額を減じて得た額を記載すること。

第12・13　（略）

⑻　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	資本計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

⑼　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴～⑹　（略）

⑺　子会社等の状況

イ　（略）

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　（単位：千円）

（略）		（略）	（略）	（略）
財産状態	（略）	（略）	（略）	（略）
	資本計			
	うち資本金			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（記載上の注意）　（略）

⑻　（略）

第２～第10　（略）

第11　自己資本の基準の状況

（略）

（記載上の注意）

１・２　（略）

３　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第12・13　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）別紙様式第一号㈠及び㈡の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

第三条　新農協法施行規則別紙様式第六号㈠（第14に係る部分を除く。）、別紙様式第七号㈠、別紙様式第八号㈠（第11に係る部分を除く。）、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第十号㈠（第11に係る部分を除く。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第四条　新農協法施行規則別紙様式第六号㈠（第14に係る部分に限る。）、別紙様式第八号㈠（第11に係る部分に限る。）及び別紙様式第十号㈠（第11に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月一日以後に開始した事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。